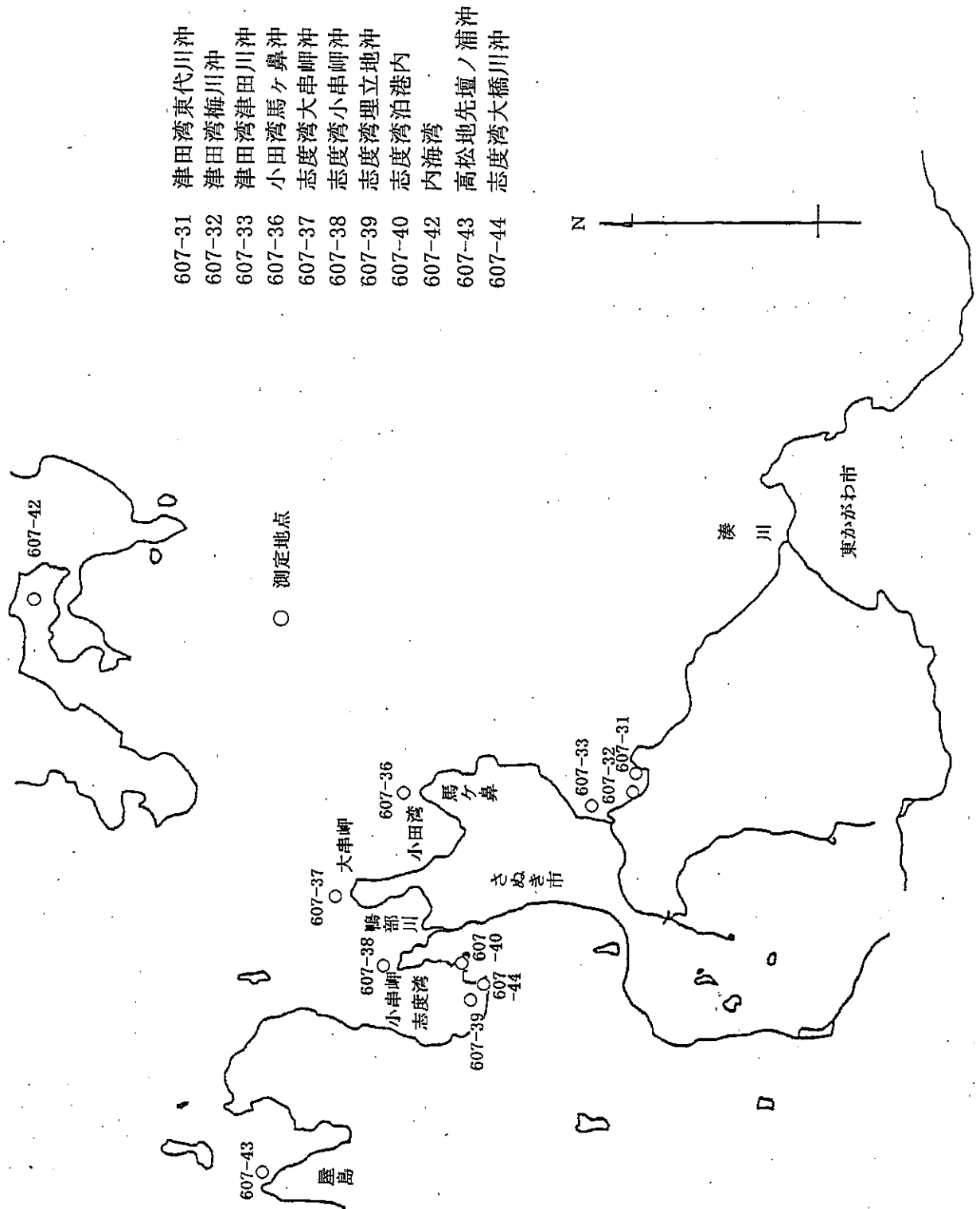


海 域 (水質)

○その他の測定地点

東讃海域，備讃瀬戸，燧灘東部の順

東讚海域水質測定地点図



- | | | |
|--------|------|------|
| 607-31 | 津田湾 | 東代川沖 |
| 607-32 | 津田湾 | 梅川沖 |
| 607-33 | 津田湾 | 津田川沖 |
| 607-36 | 小田湾 | 馬ヶ鼻沖 |
| 607-37 | 志度湾 | 大串岬沖 |
| 607-38 | 志度湾 | 小串岬沖 |
| 607-39 | 志度湾 | 埋立地沖 |
| 607-40 | 志度湾 | 泊港内 |
| 607-42 | 内海湾 | |
| 607-43 | 高松地先 | 壇ノ浦沖 |
| 607-44 | 志度湾 | 大橋川沖 |

東讚海域水質測定地点表

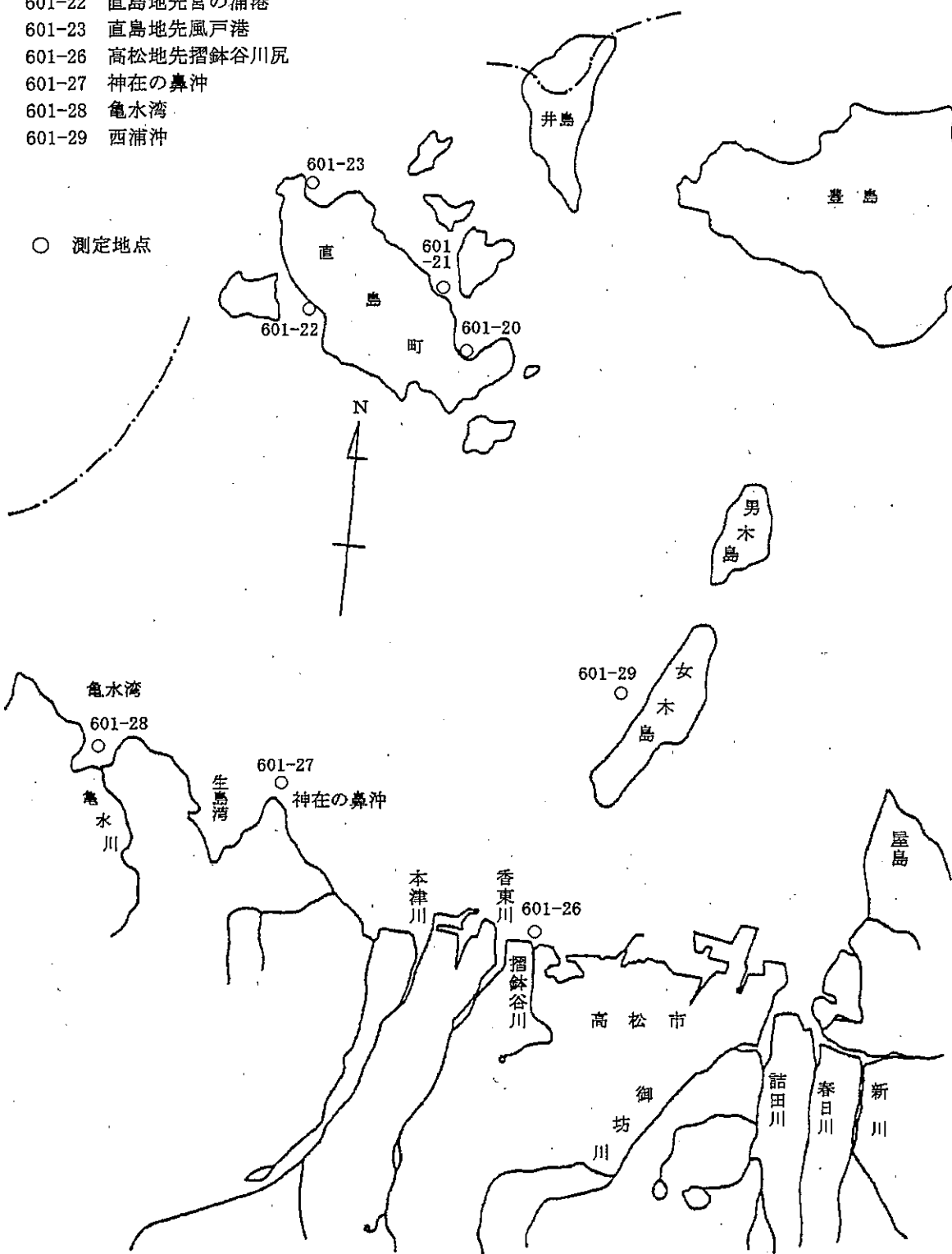
水 域 名 地 点 名 統 一 番 号 類 型 北 緯 東 経	測 定 項 目		測 定 頻 度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
東讚海域 津田湾 東代川沖 607-31 海域A 海域II 34° 17' 6" 134° 16' 5"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	7, 2	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	さぬき市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	7, 2	1	2	2			
東讚海域 津田湾 梅川沖 607-32 海域A 海域II 34° 17' 16" 134° 15' 23"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	7, 2	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	さぬき市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	7, 2	1	2	2			
東讚海域 津田湾 津田川沖 607-33 海域A 海域II 34° 18' 4" 134° 14' 58"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	7, 2	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	さぬき市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	7, 2	1	2	2			
東讚海域 小田湾 馬ヶ鼻沖 607-36 海域A 海域II 34° 21' 20" 134° 14' 54"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	民間検査機関	さぬき市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4			
東讚海域 志度湾 大串岬沖 607-37 海域A 海域II 34° 22' 32" 134° 12' 19"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	民間検査機関	さぬき市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4			
東讚海域 志度湾 小串岬沖 607-38 海域A 海域II 34° 21' 19" 134° 11' 4"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	民間検査機関	さぬき市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4			
東讚海域 志度湾 埋立地沖 607-39 海域A 海域II 34° 19' 43" 134° 10' 27"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	民間検査機関	さぬき市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4			

東讃海域水質測定地点表

水 域 名 地 点 統 一 番 号 類 型 緯 経 北 東	測 定 項 目		測 定 頻 度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
東讃海域 志度湾 泊港内 607-40 海域A 海域II 34° 20' 1" 134° 11' 14"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	民間検査機関	さぬき市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4			
東讃海域 内海湾 607-42 海域A 海域II 34° 28' 7" 134° 18' 6"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分 T-N、T-P	毎月	1	12	12	民間検査機関	小豆島町	小豆島町
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
東讃海域 高松地先 檀ノ浦沖 607-43 海域A 海域II 34° 23' 7" 134° 5' 43"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	年6回	1	6	6	高松市上下水道局	高松市	高松市
		油分、T-P.	年2回	1	2	2			
		T-N	年2回	1	2	2			
	健康						高松市上下水道局		
	特殊								
	その他	Cl ⁻	年6回	1	6	6			
東讃海域 志度湾 大橋川沖 607-44 海域A 海域II 34° 19' 33" 134° 10' 46"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	民間検査機関	さぬき市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4			

備讃瀬戸東部水質測定地点図

- 601-20 直島地先積浦漁港
- 601-21 直島地先直島港
- 601-22 直島地先宮の浦港
- 601-23 直島地先風戸港
- 601-26 高松地先摺鉢谷川尻
- 601-27 神在の鼻沖
- 601-28 亀水湾
- 601-29 西浦沖

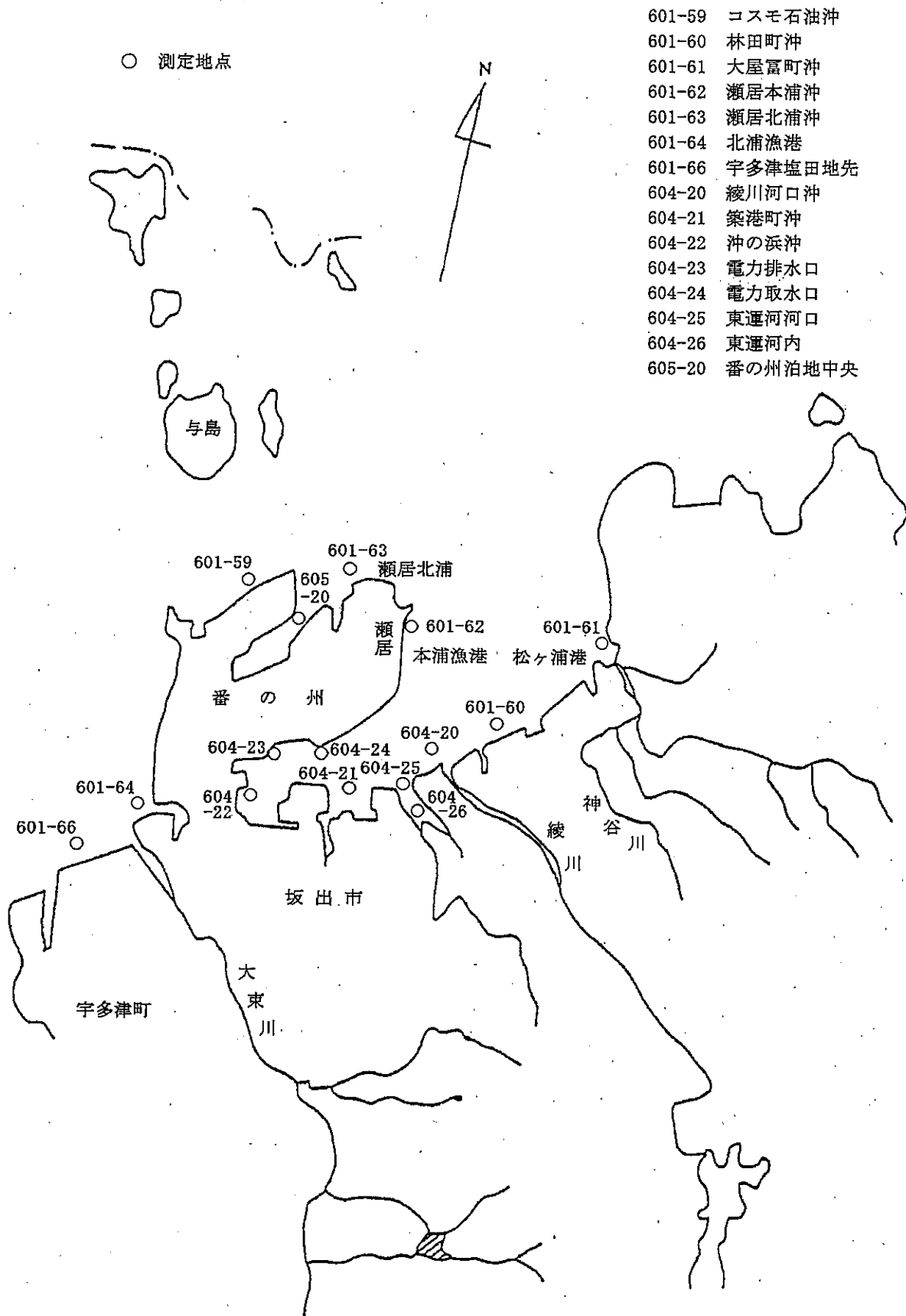


○ 測定地点

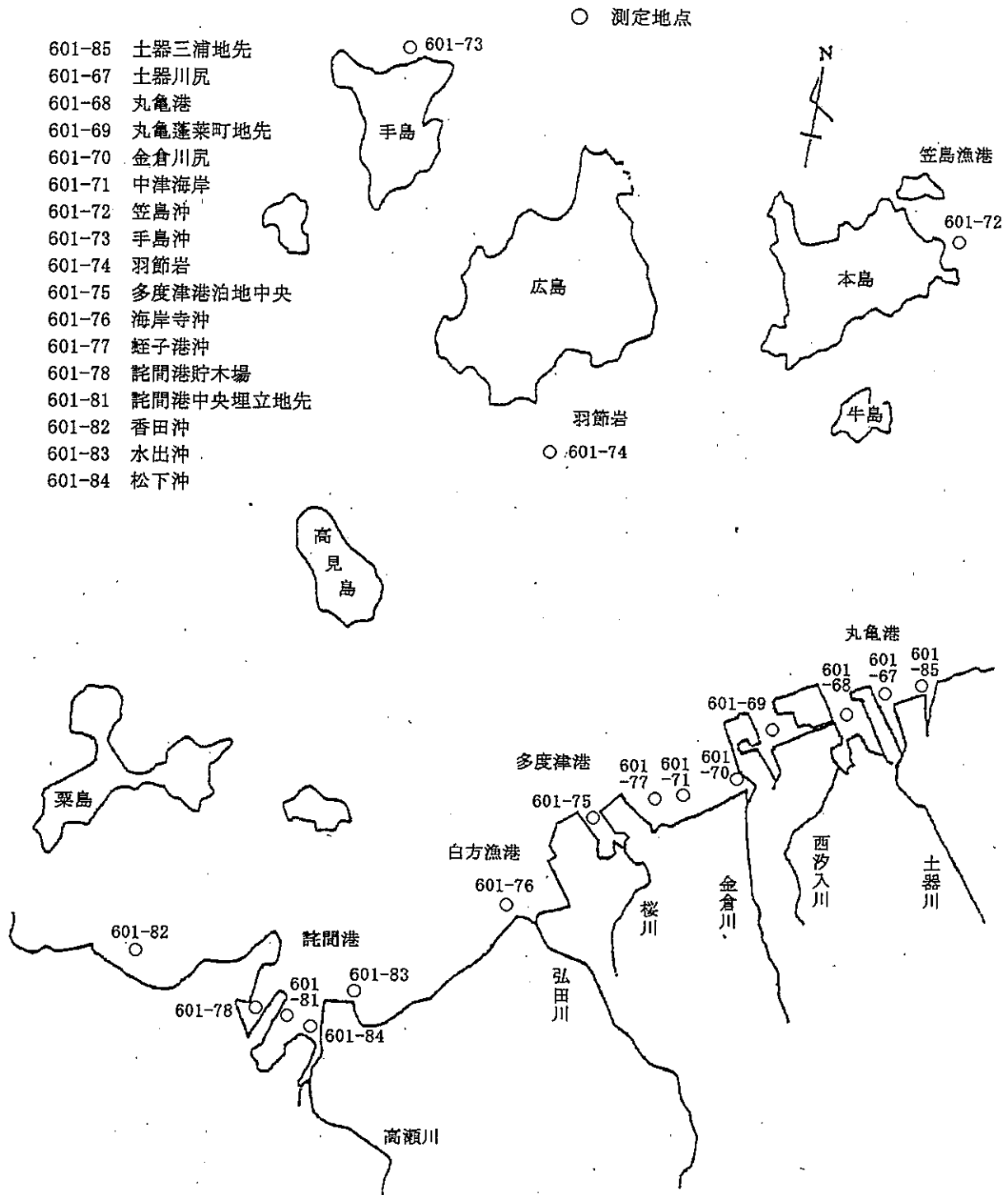
備讃瀬戸東部水質測定地点表

水域名 地点 統一番号 類型 北緯 東経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
備讃瀬戸 直島地先 積浦漁港 601-20 海域A 海域II 34° 27' 134° 0'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	5, 11	1	2	2	環境保健研究センター	直島町	直島町
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 11	1	2	2			
備讃瀬戸 直島地先 直島港 601-21 海域A 海域II 34° 27' 133° 39'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	5, 11	1	2	2	環境保健研究センター	直島町	直島町
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 11	1	2	2			
備讃瀬戸 直島地先 宮の浦港 601-22 海域A 海域II 34° 27' 133° 58'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	5, 11	1	2	2	環境保健研究センター	直島町	直島町
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 11	1	2	2			
備讃瀬戸 直島地先 風戸港 601-23 海域A 海域II 34° 28' 133° 58'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分、 T-N、T-P、Zn	5, 11	1	2	2	環境保健研究センター	直島町	直島町
	健康	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、 R-Hg、PCB、Se、F	5, 11	1	2	2			
	特殊	フェノール類、Cu、Fe、Mn、Cr	5, 11	1	2	2			
	その他	Cl ⁻	5, 11	1	2	2			
備讃瀬戸 高松地先 摺鉢谷川尻 601-26 海域A 海域II 34° 21' 16" 134° 1' 40"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	年6回	1	6	6	高松市上下水道局	高松市	高松市
		油分、T-P	年2回	1	2	2			
		T-N	年2回	1	2	2			
	健康						民間検査機関		
	特殊								
	その他	Cl ⁻	年6回	1	6	6			
備讃瀬戸 神在の鼻沖 601-27 海域A 海域II 34° 22' 28" 133° 58' 38"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	年6回	1	6	6	高松市上下水道局	高松市	高松市
		油分、T-P	年2回	1	2	2			
		T-N	年2回	1	2	2			
	健康						民間検査機関		
	特殊								
	その他	Cl ⁻	年6回	1	6	6			
備讃瀬戸 亀水湾 601-28 海域A 海域II 34° 22' 47" 133° 56' 32"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	年6回	1	6	6	高松市上下水道局	高松市	高松市
		油分、T-P	年2回	1	2	2			
		T-N	年2回	1	2	2			
	健康						民間検査機関		
	特殊								
	その他	Cl ⁻	年6回	1	6	6			
備讃瀬戸 西浦沖 601-29 海域A 海域II 34° 23' 43" 134° 2' 29"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	年6回	1	6	6	高松市上下水道局	高松市	高松市
		油分、T-P	年2回	1	2	2			
		T-N	年2回	1	2	2			
	健康						民間検査機関		
	特殊								
	その他	Cl ⁻	年6回	1	6	6			

備讃瀬戸西部水質測定地点図 1



備讃瀬戸西部水質測定地点図 2



備讃瀬戸西部水質測定地点表

水域名 地点番号 種類 北緯 東経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
備讃瀬戸 コスモ石油沖 601-59 海域A 海域II 34° 22' 133° 50'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
備讃瀬戸 林田町沖 601-60 海域A 海域II 34° 20' 133° 53'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
備讃瀬戸 大屋富町沖 601-61 海域A 海域II 34° 21' 133° 53'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
備讃瀬戸 瀬居本浦沖 601-62 海域A 海域II 34° 21' 133° 52'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
備讃瀬戸 瀬居北浦沖 601-63 海域A 海域II 34° 22' 133° 51'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
備讃瀬戸 北浦漁港 601-64 海域A 海域II 34° 19' 3" 133° 48' 59"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	毎月	1	12	12	民間検査機関	宇多津町	宇多津町
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
備讃瀬戸 宇多津塩田 地先 601-66 海域A 海域II 34° 19' 30" 133° 49' 21"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	毎月	1	12	12	民間検査機関	宇多津町	宇多津町
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
備讃瀬戸 土器三浦 地先 601-85 海域A 海域II 34° 18' 37" 133° 48' 20"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	毎月	1	12	12	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			

備讃瀬戸西部水質測定地点表

水域名 地点番号 統一番号 類型 北緯 東経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
備讃瀬戸 土器川尻 601-67 海域A 海域II 34° 18' 41" 133° 47' 38"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分、 T-N、T-P	毎月	1	12	12	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
備讃瀬戸 丸亀港 601-68 海域A 海域II 34° 18' 37" 133° 47' 1"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	毎月	1	12	12	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
備讃瀬戸 丸亀蓬萊町 地先 601-69 海域A 海域II 34° 17' 55" 133° 46' 22"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	毎月	1	12	12	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
備讃瀬戸 金倉川尻 601-70 海域A 海域II 34° 17' 11" 133° 46' 15"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分、 T-N、T-P	毎月	1	12	12	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
備讃瀬戸 中津海岸 601-71 海域A 海域II 34° 17' 11" 133° 45' 59"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	毎月	1	12	12	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
備讃瀬戸 笠島沖 601-72 海域A 海域II 34° 23' 35" 133° 47' 38"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	毎月	1	12	12	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
備讃瀬戸 手島沖 601-73 海域A 海域II 34° 24' 44" 133° 40' 42"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	毎月	1	12	12	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
備讃瀬戸 羽節岩 601-74 海域A 海域II 34° 20' 42" 133° 42' 45"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	毎月	1	12	12	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			

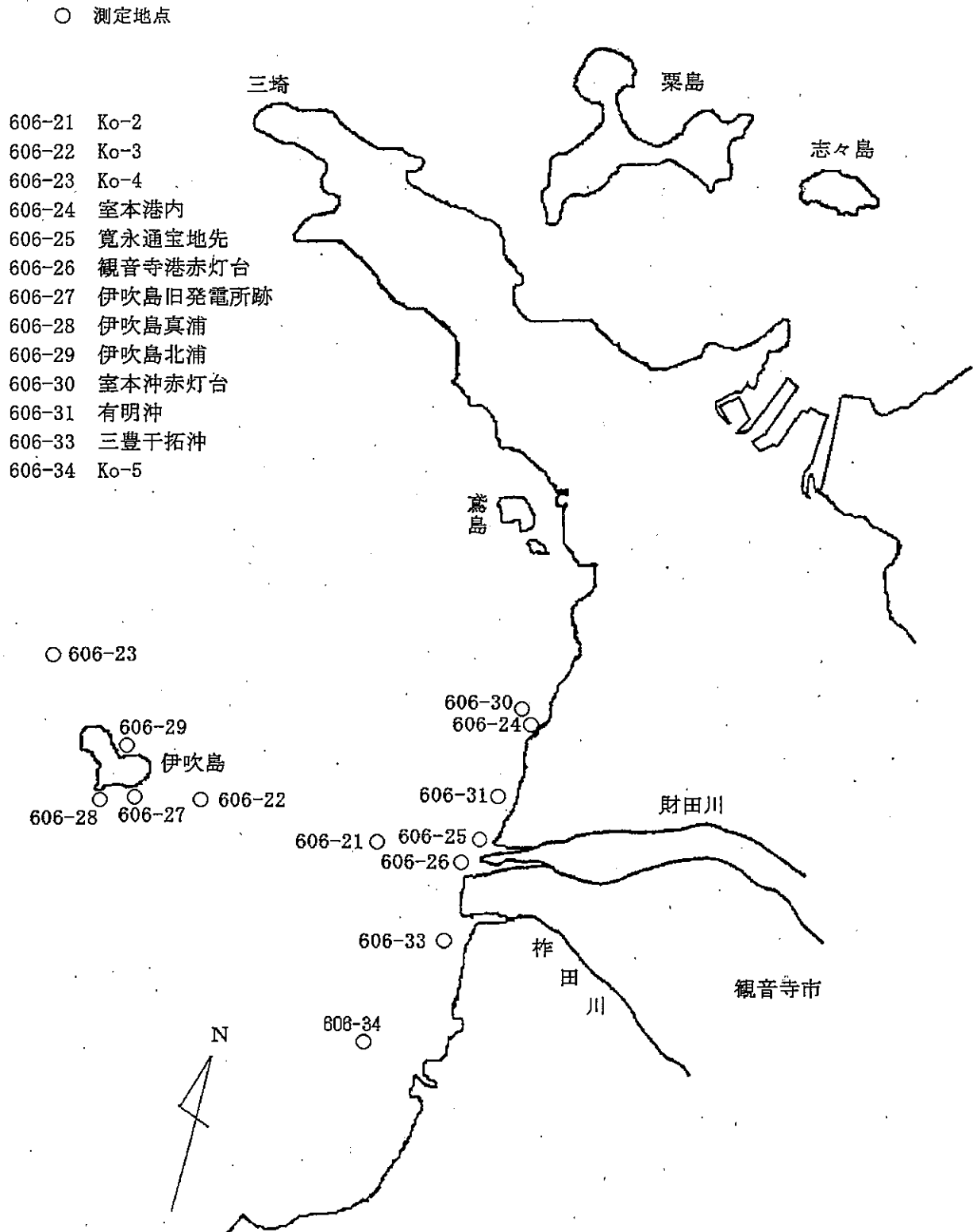
備讃瀬戸西部水質測定地点表

水域名 地点番号 統一番号 類型 北緯 東経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
備讃瀬戸 多度津港 泊地中央 601-75 海域A 海域II 34° 16' 133° 44'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	多度津町
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
備讃瀬戸 海岸寺沖 601-76 海域A 海域II 34° 15' 133° 44'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	多度津町
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
備讃瀬戸 蛭子港沖 601-77 海域A 海域II 34° 17' 133° 44'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	多度津町
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
備讃瀬戸 詫間港貯木場 601-78 海域A 海域II 34° 14' 12" 133° 40' 25"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年3回	1	3	3	民間検査機関	民間検査機関	三豊市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	年3回	1	3	3			
備讃瀬戸 詫間港中央 埋立地先 601-81 海域A 海域II 34° 13' 47" 133° 40' 36"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年3回	1	3	3	民間検査機関	民間検査機関	三豊市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	年3回	1	3	3			
備讃瀬戸 香田沖 601-82 海域A 海域II 34° 14' 9" 133° 38' 35"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年3回	1	3	3	民間検査機関	民間検査機関	三豊市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	年3回	1	3	3			
備讃瀬戸 水出沖 601-83 海域A 海域II 34° 14' 15" 133° 41' 31"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年3回	1	3	3	民間検査機関	民間検査機関	三豊市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	年3回	1	3	3			
備讃瀬戸 松下沖 601-84 海域A 海域II 34° 14' 1" 133° 41' 3"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年3回	1	3	3	民間検査機関	民間検査機関	三豊市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	年3回	1	3	3			

備讃瀬戸西部水質測定地点表

水 域 名 地 点 統 一 番 号 類 型 北 緯 東 経	測 定 項 目		測 定 頻 度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
備讃瀬戸 綾川河口沖 604-20 海域B 海域II 34° 20' 133° 52'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
坂出港 築港町沖 604-21 海域B 海域II 34° 19' 133° 51'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
坂出港 沖の浜沖 604-22 海域B 海域II 34° 20' 133° 51'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
坂出港 電力排水口 604-23 海域B 海域II 34° 00' 133° 51'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
坂出港 電力取水口 604-24 海域B 海域II 34° 00' 133° 51'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			
坂出港 東運河河口 604-25 海域B 海域II 34° 19' 58" 133° 51' 37"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	7, 11, 3	1	3	3	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	7, 11, 3	1	3	3			
坂出港 東運河内 604-26 海域B 海域II 34° 19' 39" 133° 51' 49"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	7, 11, 3	1	3	3	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	7, 11, 3	1	3	3			
番の州泊地 番の州泊地 中 央 605-20 海域B 海域II 34° 21' 133° 50'	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、油分	奇数月	1	6	6	民間検査機関	民間検査機関	坂出市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	奇数月	1	6	6			

蘆灘東部水質測定地点図（観音寺地先）



燧灘東部水質測定地点表

水域名 地点 統一番号 類型 北緯 東経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
燧灘東部 Ko-2 606-21 海域A 海域II 34° 7' 28" 133° 36' 57"	一般	pH、DO、COD、SS	奇数月	2	6	12	民間検査機関	香川県	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他								
燧灘東部 Ko-3 606-22 海域A 海域II 34° 7' 28" 133° 34' 21"	一般	pH、DO、COD、SS	奇数月	2	6	12	民間検査機関	香川県	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他								
燧灘東部 Ko-4 606-23 海域A 海域II 34° 8' 44" 133° 30' 17"	一般	pH、DO、COD、SS	奇数月	2	6	12	民間検査機関	香川県	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他								
燧灘東部 室本港内 606-24 海域A 海域II 34° 9' 19" 133° 38' 35"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	4, 7, 10, 1	1	4	4	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg	9	1	1	1			
	特殊								
	その他	Cl ⁻	4, 7, 10, 1	1	4	4			
燧灘東部 寛永通宝 地先 606-25 海域A 海域II 34° 7' 40" 133° 38' 9"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	4, 7, 10, 1	1	4	4	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	4, 7, 10, 1	1	4	4			
燧灘東部 観音寺港 赤灯台 606-26 海域A 海域II 34° 7' 25" 133° 37' 54"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	4, 7, 10, 1	1	4	4	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg	9	1	1	1			
	特殊								
	その他	Cl ⁻	4, 7, 10, 1	1	4	4			
燧灘東部 伊吹島 ・旧発電所跡 606-27 海域A 海域II 34° 7' 32" 133° 32' 20"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	7, 3	1	2	2	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	7, 3	1	2	2			
燧灘東部 伊吹島・真浦 606-28 海域A 海域II 34° 7' 30" 133° 31' 59"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	7, 3	1	2	2	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	7, 3	1	2	2			

燧灘東部水質測定地点表

水域名 地点番号 統一番号 類型 北緯 東経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
燧灘東部 伊吹島・北浦 606-29 海域A 海域II 34° 7' 56" 133° 32' 6"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	7, 3	1	2	2	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	7, 3	1	2	2			
燧灘東部 室本沖赤灯台 606-30 海域A 海域II 34° 9' 26" 133° 38' 22"	一般						民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg	9	1	1	1			
	特殊								
	その他								
燧灘東部 有明沖 606-31 海域A 海域II 34° 8' 14" 133° 37' 57"	一般						民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg	9	1	1	1			
	特殊								
	その他								
燧灘東部 三豊干拓沖 606-33 海域A 海域II 34° 6' 37" 133° 37' 45"	一般						民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg	9	1	1	1			
	特殊								
	その他								
燧灘東部 Ko-5 606-34 海域A 海域II 34° 4' 30" 133° 37' 36"	一般	pH、DO、COD、SS	奇数月	2	6	12	民間検査機関	香川県	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他								

海 域 (底質)

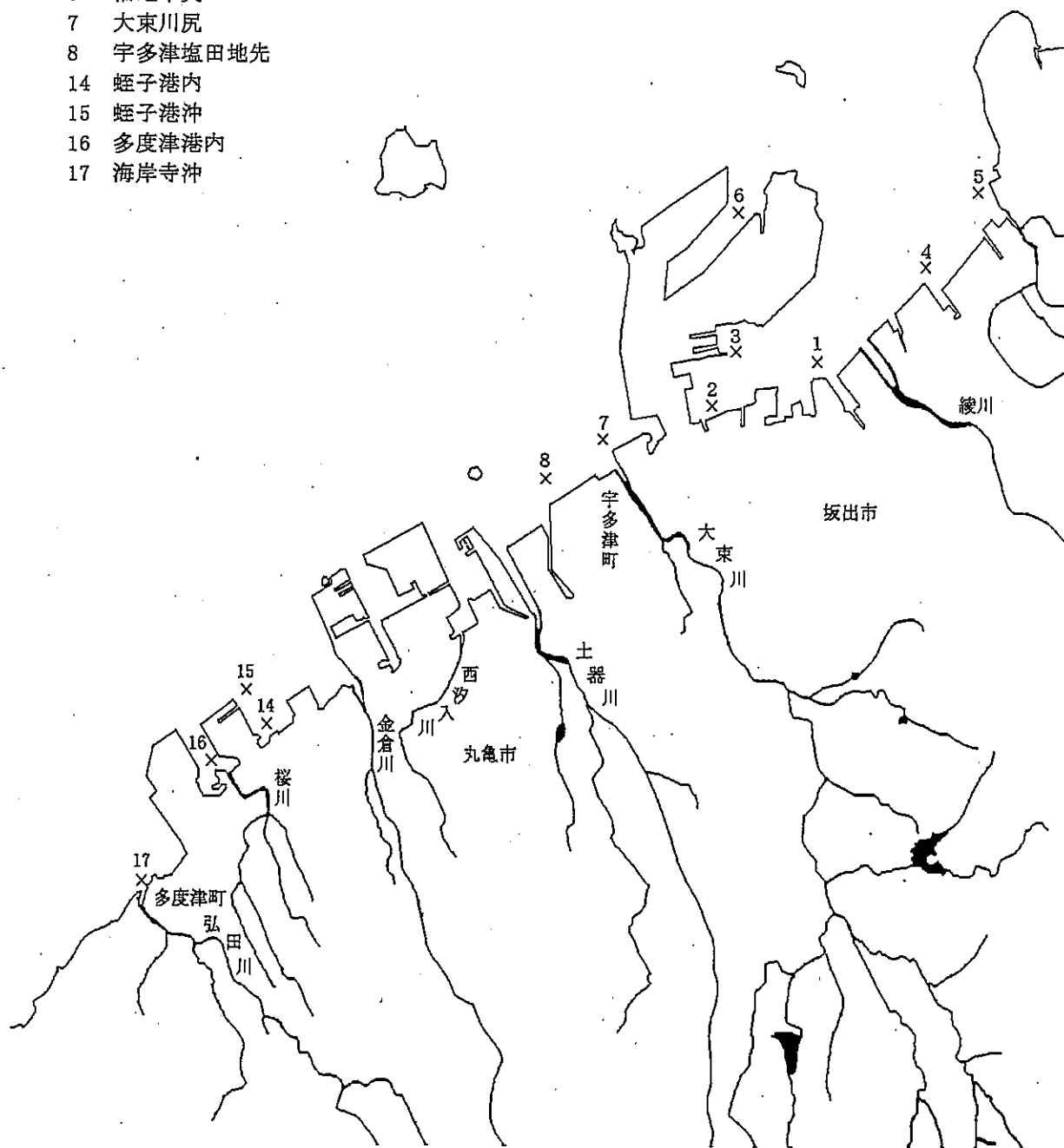
備讃瀬戸， 燧灘東部の順

×印は， 底質調査地点を示す。

備讃瀬戸西部底質測定地点図

- 1 昭和町地先
- 2 沖の浜地先
- 3 川崎町地先
- 4 林田港沖
- 5 松ヶ浦港沖
- 6 泊地中央
- 7 大東川尻
- 8 宇多津塩田地先
- 14 蛭子港内
- 15 蛭子港沖
- 16 多度津港内
- 17 海岸寺沖

× 採泥地点



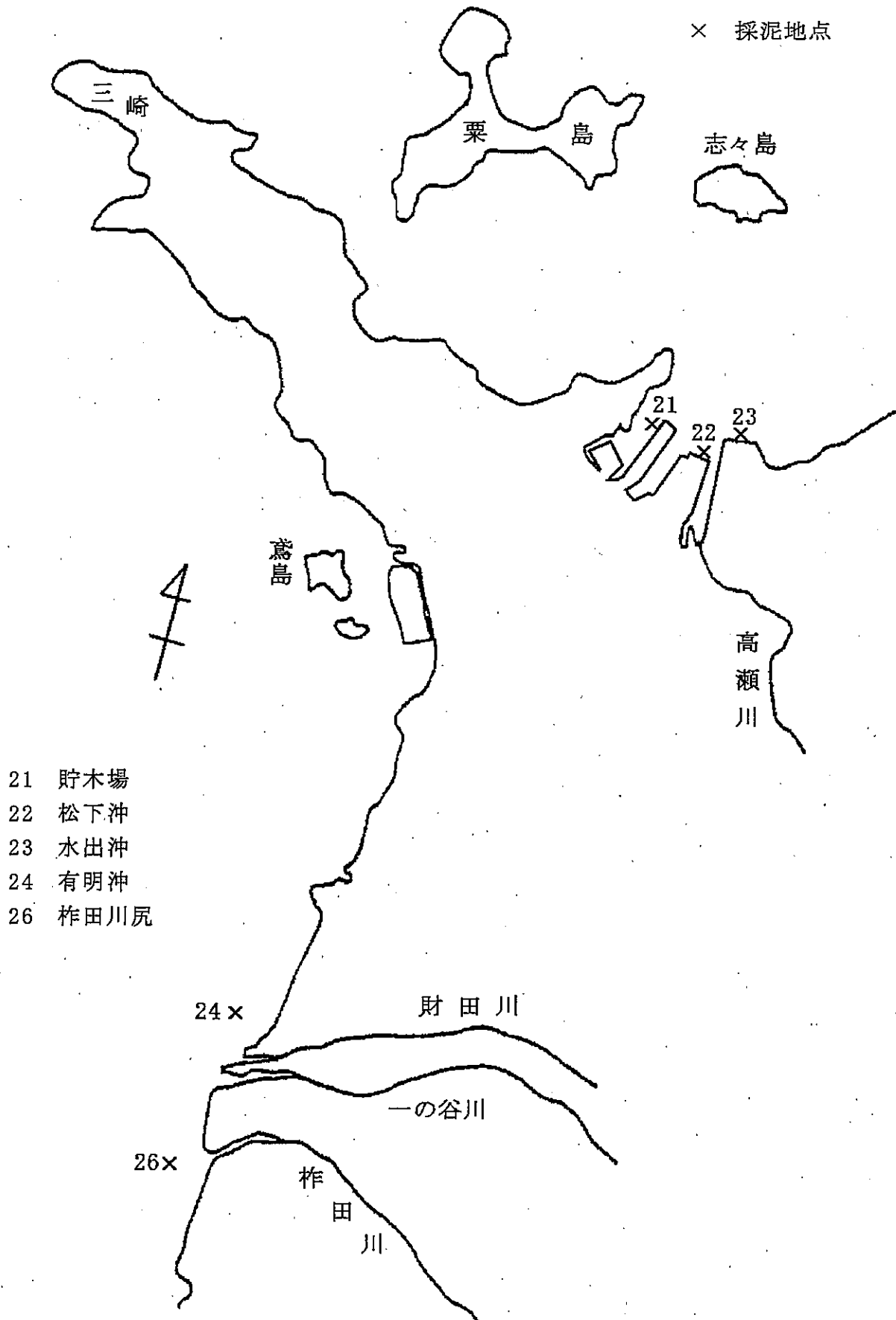
備讃瀬戸西部底質測定地点表

水 域 名 地 点 名 統 一 番 号 類 型 北 緯 東 経	測 定 項 目		測 定 頻 度				分析機関	採取機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
坂出港 (坂出地先) 昭和町地先 1 (底質) 34° 20' 133° 52'	一般	pH、COD	年1回	1	1	1	環境保健研究センター	坂出市	坂出市
	健康	Cd、Pb、As、T-Hg	年1回	1	1	1			
	特殊	Cr	年1回	1	1	1			
	その他	強熱減量、硫化物、含水率	年1回	1	1	1			
坂出港 (坂出地先) 沖の浜地先 2 (底質) 34° 20' 133° 51'	一般	pH、COD	年1回	1	1	1	環境保健研究センター	坂出市	坂出市
	健康	Cd、Pb、As、T-Hg	年1回	1	1	1			
	特殊	Cr	年1回	1	1	1			
	その他	強熱減量、硫化物、含水率	年1回	1	1	1			
坂出港 (坂出地先) 川崎町地先 3 (底質) 34° 0' 133° 51'	一般	pH、COD	年1回	1	1	1	環境保健研究センター	坂出市	坂出市
	健康	Cd、Pb、As、T-Hg	年1回	1	1	1			
	特殊	Cr	年1回	1	1	1			
	その他	強熱減量、硫化物、含水率	年1回	1	1	1			
坂出港 (坂出地先) 林田港沖 4 (底質) 34° 20' 133° 53'	一般	pH、COD	年1回	1	1	1	環境保健研究センター	坂出市	坂出市
	健康	Cd、Pb、As、T-Hg	年1回	1	1	1			
	特殊	Cr	年1回	1	1	1			
	その他	強熱減量、硫化物、含水率	年1回	1	1	1			
坂出港 (坂出地先) 松ヶ浦港沖 5 (底質) 34° 21' 133° 53'	一般	pH、COD	年1回	1	1	1	環境保健研究センター	坂出市	坂出市
	健康	Cd、Pb、As、T-Hg	年1回	1	1	1			
	特殊	Cr	年1回	1	1	1			
	その他	強熱減量、硫化物、含水率	年1回	1	1	1			
坂出港 (坂出地先) 泊地中央 6 (底質) 34° 21' 133° 50'	一般	pH、COD	年1回	1	1	1	環境保健研究センター	坂出市	坂出市
	健康	Cd、Pb、As、T-Hg	年1回	1	1	1			
	特殊	Cr	年1回	1	1	1			
	その他	強熱減量、硫化物、含水率	年1回	1	1	1			
備讃瀬戸 (宇多津地先) 大東川尻 7 (底質) 34° 19' 21" 133° 49' 7"	一般	pH、COD	年2回	1	2	2	民間検査機関	宇多津町	宇多津町
	健康								
	特殊								
	その他	強熱減量、硫化物、含水率	年2回	1	2	2			

備讃瀬戸西部底質測定地点表

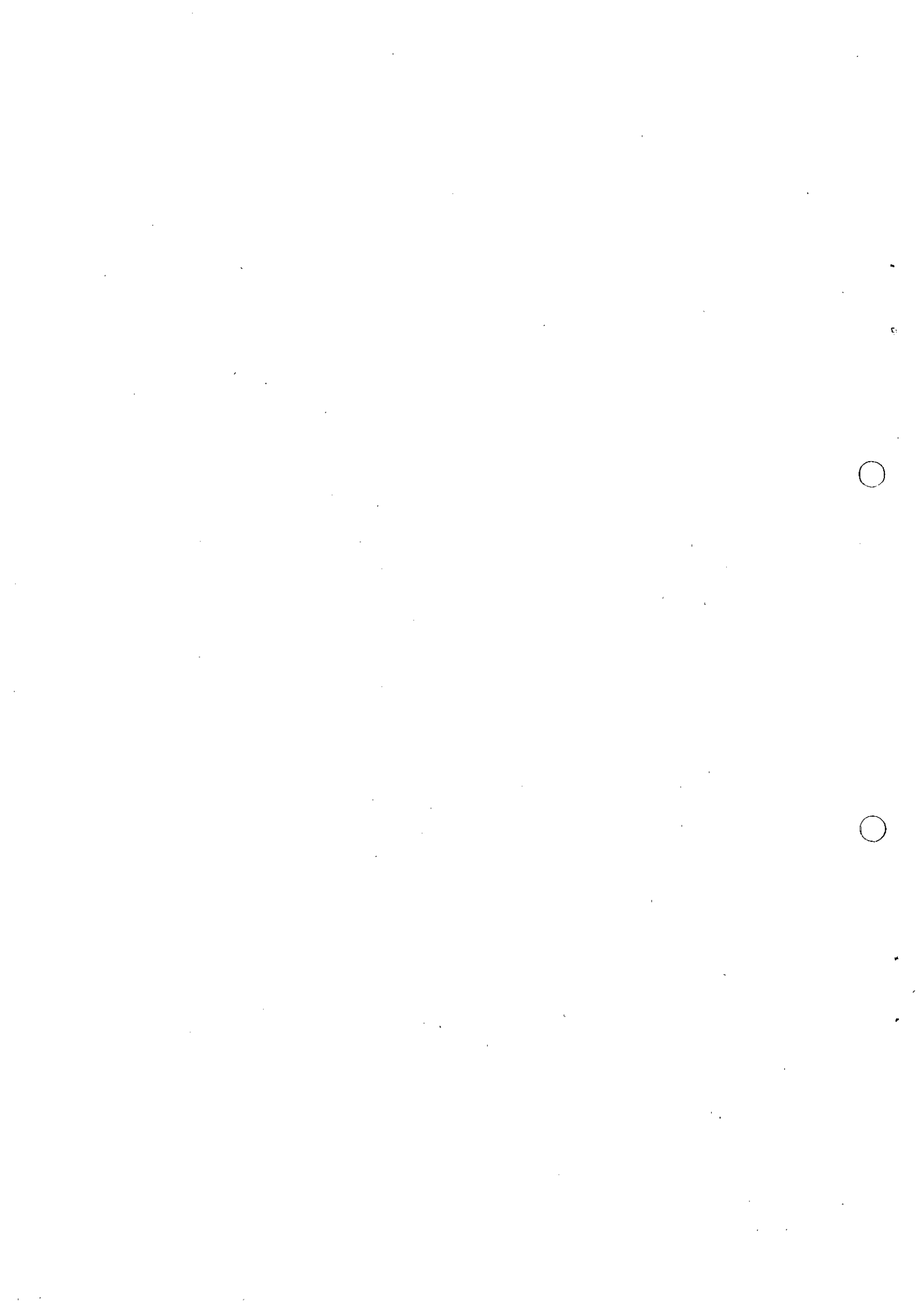
水 域 名 地 点 名 統 一 番 号 類 型 北 緯 東 経	測 定 項 目		測 定 頻 度				分析機関	採取機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
備讃瀬戸 (宇多津地先) 宇多津 塩田地先 8 (底質) 34° 18' 56" 133° 48' 24"	一般	pH、COD	年2回	1	2	2	民間検査機関	宇多津町	宇多津町
	健康								
	特殊								
	その他	強熱減量、硫化物、含水率	年2回	1	2	2			
備讃瀬戸 (多度津地先) 蛭子港内 14 (底質) 34° 16' 133° 45'	一般	COD、油分	年1回	1	1	1	民間検査機関	民間検査機関	多度津町
	健康								
	特殊								
	その他	硫化物	年1回	1	1	1			
備讃瀬戸 (多度津地先) 蛭子港沖 15 (底質) 34° 17' 133° 44'	一般	COD、油分	年1回	1	1	1	民間検査機関	民間検査機関	多度津町
	健康								
	特殊								
	その他	硫化物	年1回	1	1	1			
備讃瀬戸 (多度津地先) 多度津港内 16 (底質) 34° 16' 133° 44'	一般	COD、油分	年1回	1	1	1	民間検査機関	民間検査機関	多度津町
	健康								
	特殊								
	その他	硫化物	年1回	1	1	1			
備讃瀬戸 (多度津地先) 海岸寺沖 17 (底質) 34° 15' 133° 44'	一般	COD、油分	年1回	1	1	1	民間検査機関	民間検査機関	多度津町
	健康								
	特殊								
	その他	硫化物	年1回	1	1	1			

備讃瀬戸西部及び燧灘東部底質測定地点



備讃瀬戸西部及び燧灘東部底質測定地点表

水 域 名 地 点 統 一 番 号 類 型 緯 経 北 東	測 定 項 目		測 定 頻 度				分 析 機 関	採 取 機 関	事 業 主 体
			測 定 月	測 定 部 位	総 測 定 日 数	総 測 定 回 数			
備讃瀬戸 (詫間地先) 詫間港貯木場 2 1 (底質) 34° 14' 12" 133° 40' 25"	一 般						民間検査機関	民間検査機関	三豊市
	健 康	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、R-Hg、PCB	年1回	1	1	1			
	特 殊								
	そ の 他	含水率	年1回	1	1	1			
備讃瀬戸 (詫間地先) 松下沖 2 2 (底質) 34° 14' 1" 133° 41' 3"	一 般						民間検査機関	民間検査機関	三豊市
	健 康	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、R-Hg、PCB	年1回	1	1	1			
	特 殊								
	そ の 他	含水率	年1回	1	1	1			
備讃瀬戸 (詫間地先) 水出沖 2 3 (底質) 34° 14' 15" 133° 41' 31"	一 般						民間検査機関	民間検査機関	三豊市
	健 康	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、R-Hg、PCB	年1回	1	1	1			
	特 殊								
	そ の 他	含水率	年1回	1	1	1			
燧灘東部 (観音寺地先) 有明沖 2 4 (底質) 34° 8' 14" 133° 37' 57"	一 般	pH、COD	9	1	1	1	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健 康	Cd、Pb、As、T-Hg	9	1	1	1			
	特 殊	Cr	9	1	1	1			
	そ の 他								
燧灘東部 (観音寺地先) 柞田川尻 2 6 (底質) 34° 6' 43" 133° 37' 50"	一 般	COD	年1回	1	1	1	民間検査機関	県環境管理課	香川県
	健 康	Cd、Pb、As、T-Hg、PCB	年1回	1	1	1			
	特 殊	Cr	年1回	1	1	1			
	そ の 他	強熱減量、硫化物、含水率	年1回	1	1	1			



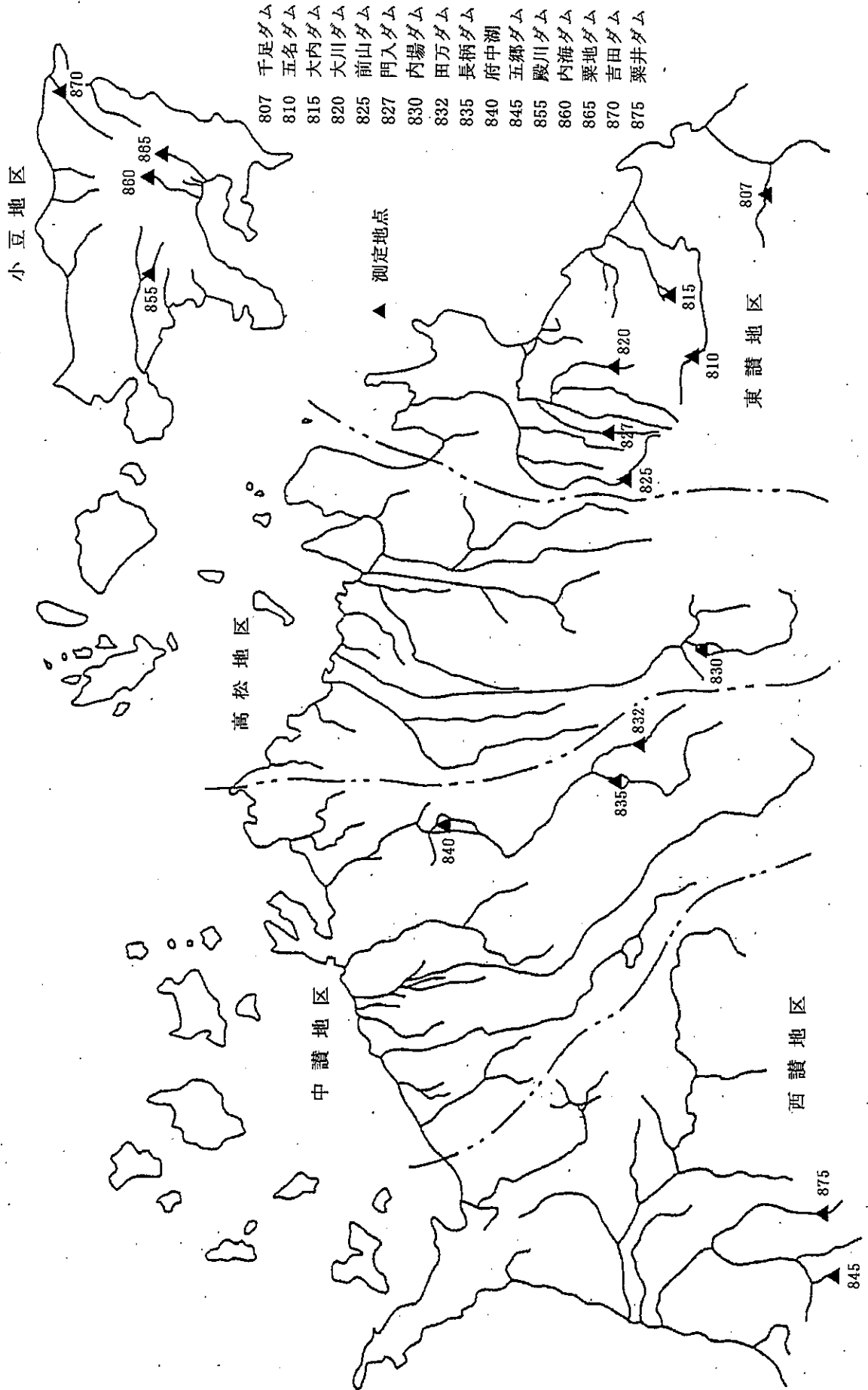
湖 沼（ダム・溜池）

東讃地区，高松地区，中讃地区，
西讃地区，小豆地区の順

▲印は，ダム測定地点を示す。

△印は，溜池測定地点を示す。

ダム水質測定地点図



ダム水質測定地点表

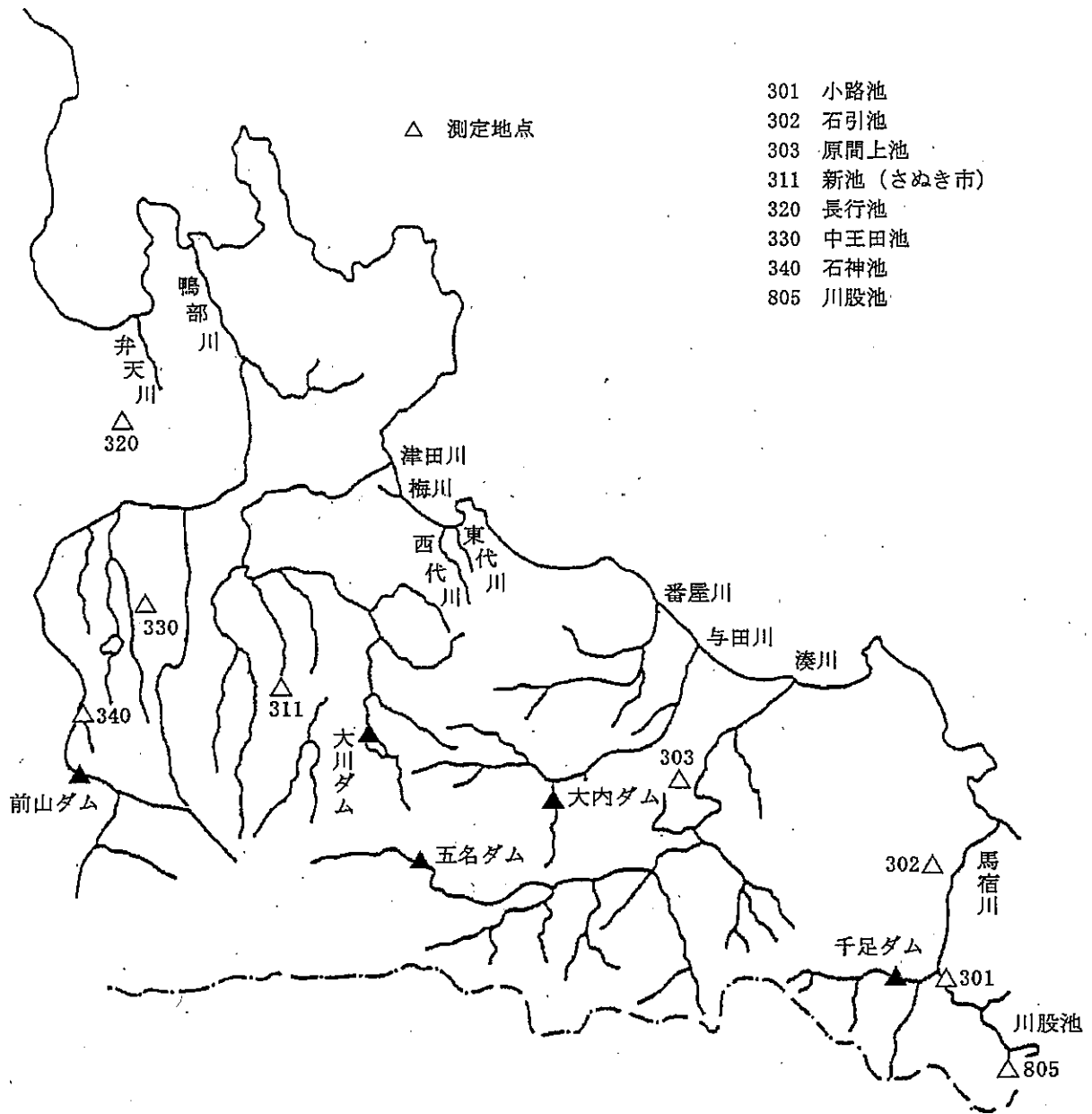
水域名 地点名 統一番号 類型 緯度 経度	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
千足ダム (4地点) ※ 807- 05, 10, 15, 20 34° 11' 26" 134° 23' 23"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
五名ダム (4地点) ※ 810- 05, 10, 15, 20 34° 12' 4" 134° 16' 1"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
大内ダム (4地点) ※ 815- 05, 10, 15, 20 34° 13' 21" 134° 17' 47"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
大川ダム (4地点) ※ 820- 05, 10, 15, 20 34° 14' 9" 134° 14' 55"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
前山ダム (4地点) ※ 825- 05, 10, 15, 20 34° 13' 24" 134° 10' 18"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
門入ダム (4地点) ※ 827- 05, 10, 15, 20 34° 14' 55" 134° 13' 12"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
内場ダム (4地点) ※ 830- 05, 10, 15, 20 34° 10' 5" 134° 4' 23"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
田万ダム (4地点) ※ 832- 05, 10, 15, 20 34° 11' 23" 134° 0' 2"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			

ダム水質測定地点表

水域名 地点名 統一番号 類型 北緯 東経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
長柄ダム (4地点)※ 835- 05, 10, 15, 20 34° 11' 46" 133° 58' 38"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
府中湖 放流口 840-10 34° 17' 4" 133° 55' 13"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli、 T-N、T-P	毎月	1	12	12	県水道局	県水道局	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	毎月	1	12	12			
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
五郷ダム (4地点)※ 845- 05, 10, 15, 20 34° 2' 37" 133° 41' 47"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
殿川ダム (4地点)※ 855- 05, 10, 15, 20 34° 30' 4" 134° 14' 54"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
内海ダム (4地点)※ 860- 05, 10, 15, 20 34° 29' 42" 134° 17' 57"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
粟地ダム (4地点)※ 865- 05, 10, 15, 20 34° 29' 37" 134° 19' 19"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
吉田ダム (4地点)※ 870- 05, 10, 15, 20 34° 33' 5" 134° 20' 1"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			
粟井ダム (4地点)※ 875- 05, 10, 15, 20 34° 3' 57" 133° 43' 40"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Zn	5, 9, 11	各1	各3	各3	農業試験場	農業試験場	香川県
	健康	NO ₃ -N・NO ₂ -N	5, 9, 11	各1	各3	各3			
	特殊								
	その他	NH ₄ -N、PO ₄ -P、EC	5, 9, 11	各1	各3	各3			

※ 流入部、ダムサイト（表層）、ダムサイト（底層）、直下流部の4地点である。

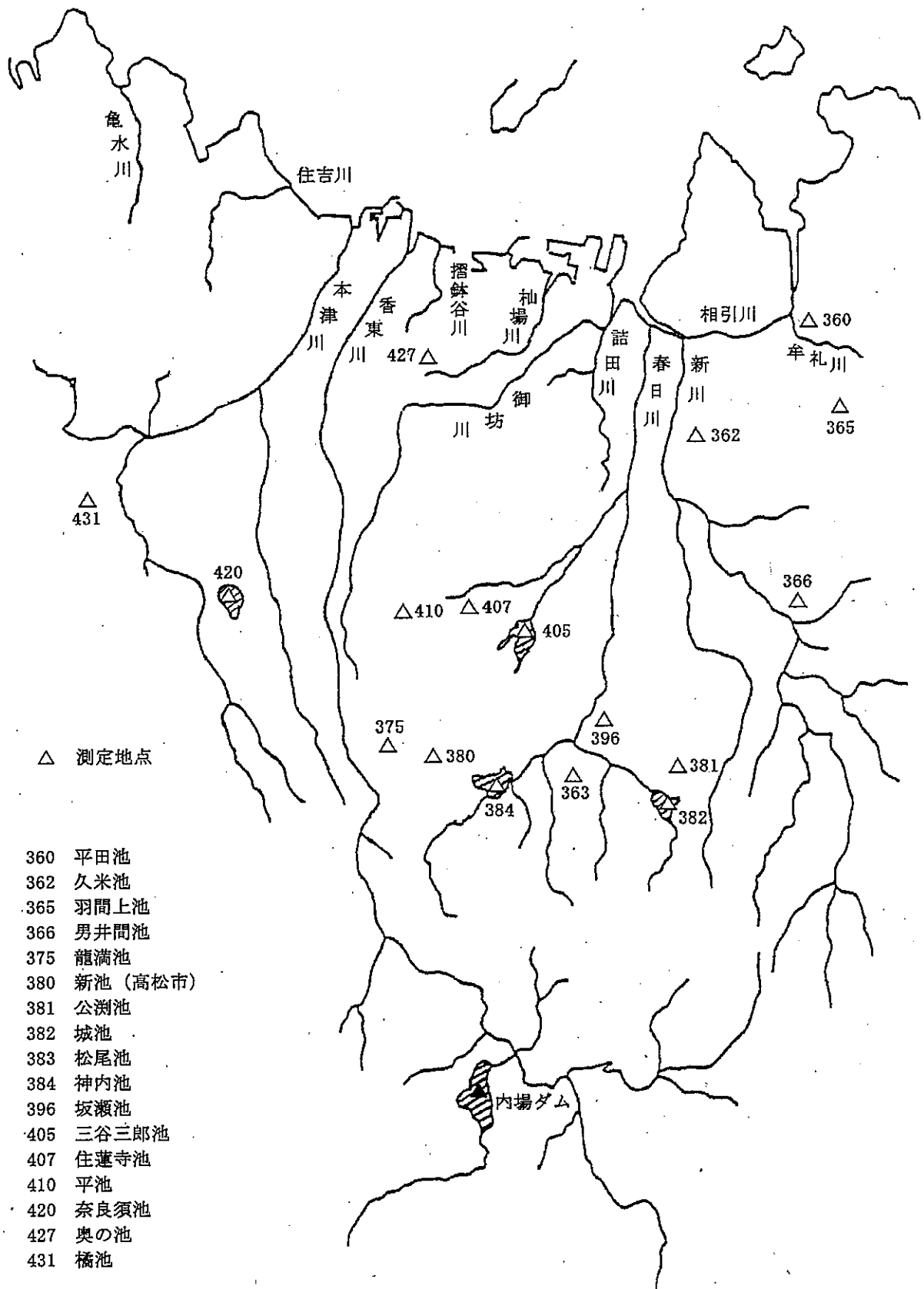
東讃地区溜池水質測定地点図



東讃地区溜池水質測定地点表

水域名 地点番号 統一番号 類型 北緯 東経	測定項目	測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
		測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
小路池 301-05 34° 11' 0" 134° 24' 21"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	香川県
	健康							
	特殊							
	その他							
石引池 302-05 34° 12' 37" 134° 23' 56"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	香川県
	健康							
	特殊							
	その他							
原間上池 放水口 303-05 34° 13' 49" 134° 19' 53"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	年2回	1	2	2	民間検査機関	東かがわ市
	健康	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、R-Hg、PCB	年2回	1	2	2		
	特殊							
	その他	P、Cl ⁻	年2回	1	2	2		
新池 (さぬき市) 311-05 34° 15' 7" 134° 13' 34"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli、T-N、T-P、油分	7	1	1	1	民間検査機関	さぬき市
	健康	Pb	7	1	1	1		
	特殊	フェノール類、Cu、Fe、Mn、T-Cr	7	1	1	1		
	その他							
長行池 320-05 34° 18' 12" 134° 10' 48"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	5, 9, 1	1	3	3	民間検査機関	さぬき市
	健康							
	特殊							
	その他							
中王田池 330-05 34° 15' 51" 134° 11' 30"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	7, 1	1	2	2	民間検査機関	さぬき市
	健康							
	特殊							
	その他							
石神池 340-05 34° 14' 16" 134° 10' 44"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	香川県
	健康							
	特殊							
	その他							
川股池 放水口 805-10 34° 10' 12" 134° 25' 16"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	香川県
	健康							
	特殊							
	その他							

高松地区溜池水質測定地点図



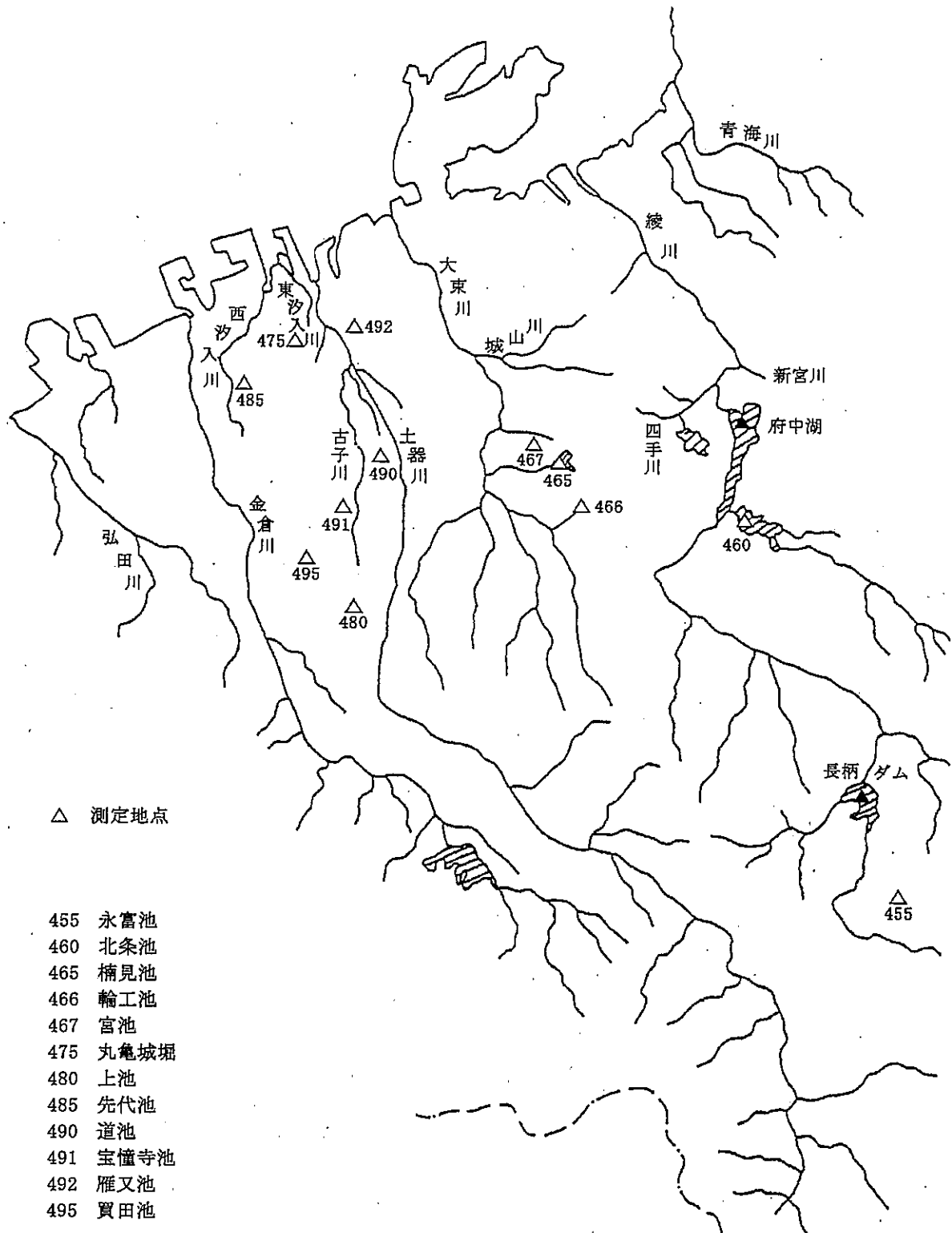
高松地区溜池水質測定地点表

水域名 地点番号 類型 北緯 東経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
平田池 北堤東角 360-05 34° 20' 30" 134° 7' 19"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市	高松市
	健康								
	特殊								
	その他								
久米池 362-05 34° 18' 56" 134° 6' 2"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市	高松市
	健康								
	特殊								
	その他								
羽間上池 放水口 365-10 34° 20' 1" 134° 8' 18"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市	高松市
	健康								
	特殊								
	その他								
男井間池 366-05 34° 17' 7" 134° 7' 38"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	香川県
	健康								
	特殊								
	その他								
龍満池 西堤北角 375-05 34° 14' 38" 134° 1' 55"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市	高松市
	健康								
	特殊								
	その他								
新池 (高松市) 北堤台目 380-05 34° 14' 28" 134° 2' 38"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市	高松市
	健康								
	特殊								
	その他								
公淵池 381-05 34° 14' 42" 134° 6' 20"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市	高松市
	健康								
	特殊								
	その他								
城池 382-05 34° 14' 12" 134° 6' 28"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市	高松市
	健康								
	特殊								
	その他								
松尾池 383-05 34° 14' 16" 134° 5' 11"	一般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市	高松市
	健康								
	特殊								
	その他								

高松地区溜池水質測定地点表

水 域 名 地 点 番 号 統 一 番 号 類 型 北 緯 東 経	測 定 項 目	測 定 頻 度				分 析 機 関	採 水 機 関	事 業 主 体
		測 定 月	測 定 部 位	総 測 定 日 数	総 測 定 回 数			
神内池 384-05 34° 13' 46" 134° 3' 59"	一 般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市
	健 康							
	特 殊							
	そ の 他							
坂瀬池 396-05 34° 15' 16" 134° 5' 48"	一 般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市
	健 康							
	特 殊							
	そ の 他							
三谷三郎池 405-05 34° 16' 10" 134° 4' 0"	一 般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市
	健 康							
	特 殊							
	そ の 他							
住蓮寺池 407-05 34° 16' 20" 134° 3' 15"	一 般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市
	健 康							
	特 殊							
	そ の 他							
平池 410-05 34° 16' 8" 134° 2' 34"	一 般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市
	健 康							
	特 殊							
	そ の 他							
奈良須池 420-05 34° 16' 15" 133° 59' 26"	一 般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市
	健 康							
	特 殊							
	そ の 他							
奥の池 427-05 34° 19' 23" 134° 1' 56"	一 般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市
	健 康							
	特 殊							
	そ の 他							
橘池 431-05 34° 16' 37" 133° 57' 9"	一 般	pH、DO、COD、SS、Coli、T-N、T-P	年2回	1	2	2	高松市上下水道局	高松市
	健 康							
	特 殊							
	そ の 他							

中讃地区溜池水質測定地点図



中讃地区溜池水質測定地点表

水域名 地点番号 統一番号 種類 北緯 東経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
永富池 455-05 34° 10' 49" 133° 59' 54"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	香川県
	健康								
	特殊								
	その他								
北条池 460-05 34° 15' 30" 133° 55' 40"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	香川県
	健康								
	特殊								
	その他								
楠見池 465-05 34° 15' 45" 133° 52' 36"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	香川県
	健康								
	特殊								
	その他								
輪工池 放水口 466-05 34° 15' 12" 133° 53' 28"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli、 T-N、T-P	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4			
宮池 放水口 467-05 34° 16' 33" 133° 51' 55"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli、 T-N、T-P	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4			
丸亀城堀 大手門西 475-05 34° 17' 15" 133° 47' 55"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli、 T-N、T-P	毎月	1	12	12	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	毎月	1	12	12			
上池 表水層 480-05 34° 13' 23" 133° 49' 29"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	香川県
	健康								
	特殊								
	その他								
上池 放水口 480-06 34° 13' 24" 133° 49' 36"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	民間検査機関	丸亀市
	健康								
	特殊								
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4			

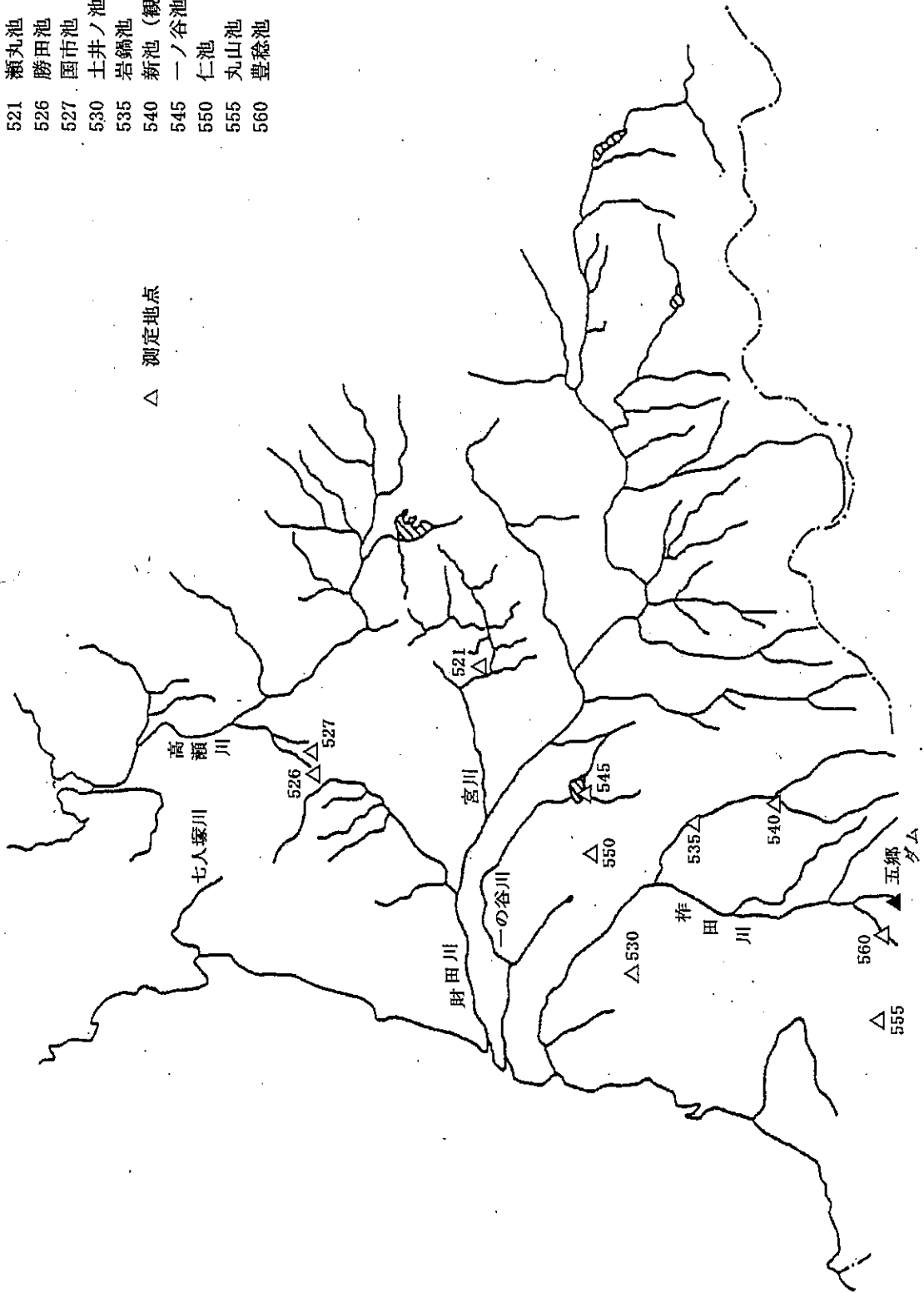
中讃地区溜池水質測定地点表

水域名 地点番号 統番 類 北緯 東経	測定項目	測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
		測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
先代池 放水口 485-05 34° 16' 5" 133° 47' 16"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	丸亀市
	健康							
	特殊							
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4		
道池 放水口 490-05 34° 15' 32" 133° 49' 39"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli、 T-N、T-P	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	丸亀市
	健康							
	特殊							
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4		
宝幢寺池 放水口 491-10 34° 14' 48" 133° 49' 14"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli、 T-N、T-P	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	丸亀市
	健康							
	特殊							
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4		
雁又池 放水口 492-05 34° 17' 26" 133° 49' 13"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli、 T-N、T-P	5, 8, 11, 2	1	4	4	民間検査機関	丸亀市
	健康							
	特殊							
	その他	Cl ⁻	5, 8, 11, 2	1	4	4		
買田池 放水口 495-05 34° 13' 53" 133° 48' 39"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	香川県
	健康							
	特殊							
	その他							
買田池 流入口 495-10 34° 13' 45" 133° 48' 50"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	年4回	1	4	4	民間検査機関	普通寺市
	健康							
	特殊							
	その他	Cl ⁻	年4回	1	4	4		

西讃地区溜池水質測定地点図

- | | |
|-----|-----------|
| 521 | 瀬丸池 |
| 526 | 勝田池 |
| 527 | 国市池 |
| 530 | 土井ノ池 |
| 535 | 岩鍋池 |
| 540 | 新池 (観音寺市) |
| 545 | 一ノ谷池 |
| 550 | 仁池 |
| 555 | 丸山池 |
| 560 | 豊稔池 |

△ 測定地点



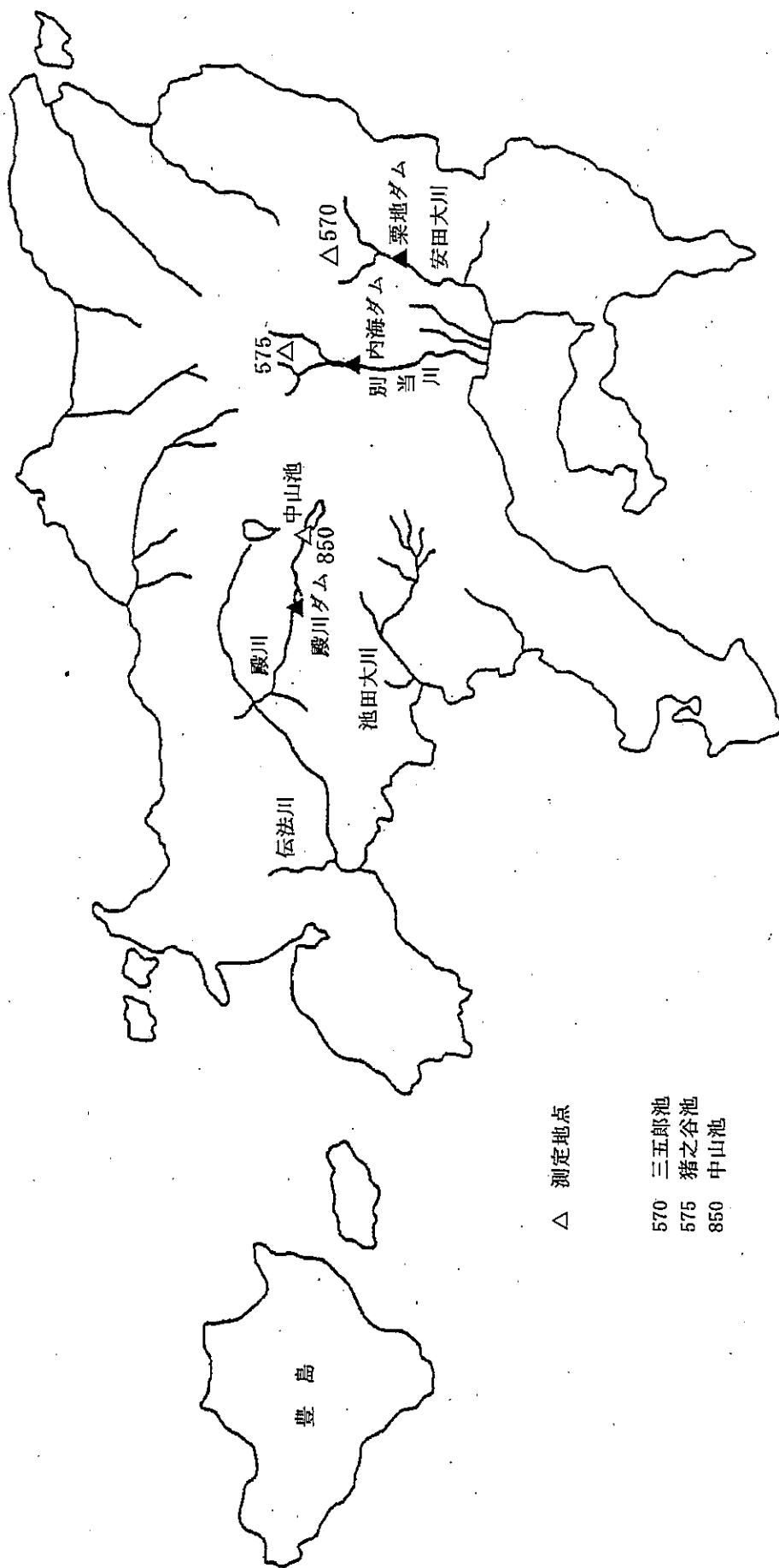
西讃地区溜池水質測定地点表

水域名 地名 地点番号 種類 北緯 東経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
瀬丸池 521-05 34° 8' 29" 133° 44' 11"	一般						民間検査機関	民間検査機関	三豊市
	健康								
	特殊								
	その他	ペンディメタリン	6, 10	1	2	2			
勝田池 526-05 34° 10' 21" 133° 41' 49"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	香川県
	健康								
	特殊								
	その他								
国市池 527-05 34° 10' 34" 133° 42' 15"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	香川県
	健康								
	特殊								
	その他								
土井ノ池 530-05 34° 5' 51" 133° 40' 3"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	4, 8	1	2	2	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他								
岩鍋池 535-05 34° 5' 26" 133° 42' 25"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	4, 8	1	2	2	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他								
新池 (観音寺市) 540-05 34° 4' 28" 133° 43' 2"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	4, 8	1	2	2	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他								
一ノ谷池 545-05 34° 7' 5" 133° 42' 32"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	4, 8	1	2	2	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他								
仁池 550-05 34° 6' 46" 133° 41' 41"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli	4, 8	1	2	2	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他								
丸山池 (観音寺市) 555-05 34° 1' 54" 133° 38' 25"	一般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	民間検査機関	香川県
	健康								
	特殊								
	その他								

西讃地区溜池水質測定地点表

水地名 地 点 統 一 番 号 類 型 北 東 緯 経	測定項目		測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
			測定月	測定部位	総測定日数	総測定回数			
豊稔池 560-05 34° 2' 30" 133° 41' 4"	一般	pH、DO、BOD、COD、SS、Coli、T-N、T-P	4, 9	1	2	2	民間検査機関	観音寺市	観音寺市
	健康								
	特殊								
	その他								

小豆地区溜池水質測定地点図



△ 測定地点

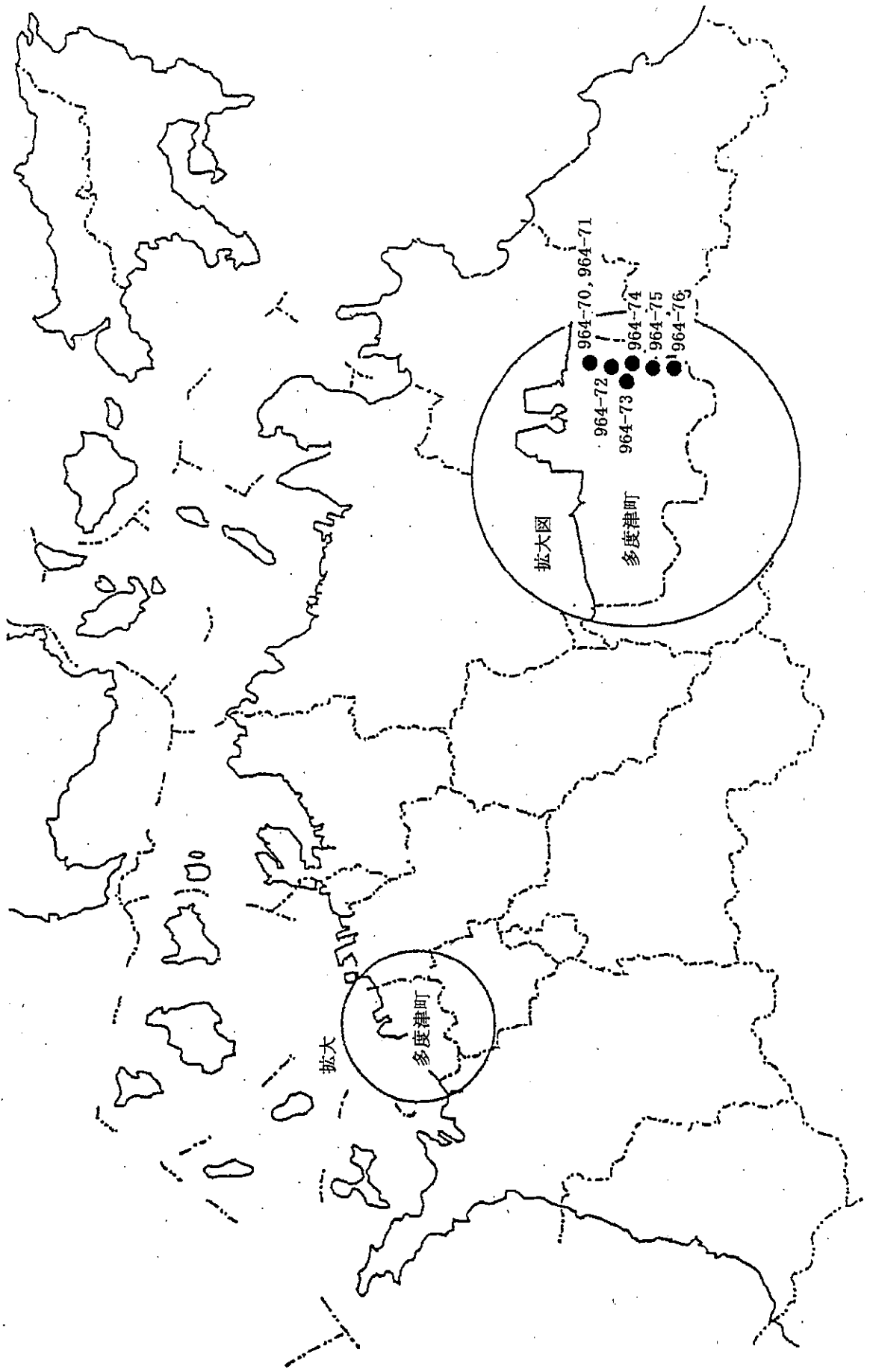
570 三五郎池
575 猪之谷池
850 中山池

小豆地区溜池水質測定地点表

水 域 名 地 点 名 統 一 番 号 類 型 北 東 緯 経	測 定 項 目		測 定 頻 度				分 析 機 関	採 水 機 関	事 業 主 体
			測 定 月	測 定 部 位	総 測 定 日 数	総 測 定 回 数			
三五郎池 570-05 34° 29' 46" 134° 19' 26"	一 般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	小豆総合事務所	香川県
	健 康								
	特 殊								
	そ の 他								
猪之谷池 575-05 34° 30' 15" 134° 18' 7"	一 般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	小豆総合事務所	香川県
	健 康								
	特 殊								
	そ の 他								
中山池 放水口 850-10 34° 30' 6" 134° 16' 14"	一 般	pH、DO、COD、SS、T-N、T-P	年2回	1	2	2	民間検査機関	小豆総合事務所	香川県
	健 康								
	特 殊								
	そ の 他								

地下水 (水質)

地下水水质测定地点图



地下水水質測定地点表

地点名 井戸番号	井戸深度	測定項目	測定頻度				分析機関	採水機関	事業主体
	浅井戸/ 深井戸の別		測定月	測定 部位	総測定 日数	総測定 回数			
	不圧/被圧 帯水層の別 用途								
仲多度郡 多度津町 北嶋1 964-70	106m	環境 基準	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、 ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエチレン、TCE、PCE、Bz、 Se、NO ₃ -N・NO ₂ -N、F、B、 1,4-ジキシサン	年1回	1	1	1	民間検査機関	多度津町
	深井戸								
	不圧	その他	pH、フェノール類、Cu、Zn、Fe、Mn、Cl ⁻	年1回	1	1	1		
	水道水源井戸								
仲多度郡 多度津町 北嶋2 964-71	97m	環境 基準	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、 ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエチレン、TCE、PCE、Bz、 Se、NO ₃ -N・NO ₂ -N、F、B、 1,4-ジキシサン	年1回	1	1	1	民間検査機関	多度津町
	深井戸								
	不圧	その他	pH、フェノール類、Cu、Zn、Fe、Mn、Cl ⁻	年1回	1	1	1		
	水道水源井戸								
仲多度郡 多度津町 若葉町 964-72	4.0m	環境 基準	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、 ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエチレン、TCE、PCE、Bz、 Se、NO ₃ -N・NO ₂ -N、F、B、 1,4-ジキシサン	年1回	1	1	1	民間検査機関	多度津町
	浅井戸								
	不圧	その他	pH、フェノール類、Cu、Zn、Fe、Mn、Cl ⁻	年1回	1	1	1		
	水道水源井戸								
仲多度郡 多度津町 南嶋1 964-73	4.5m	環境 基準	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、 ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエチレン、TCE、PCE、Bz、 Se、NO ₃ -N・NO ₂ -N、F、B、 1,4-ジキシサン	年1回	1	1	1	民間検査機関	多度津町
	浅井戸								
	不圧	その他	pH、フェノール類、Cu、Zn、Fe、Mn、Cl ⁻	年1回	1	1	1		
	水道水源井戸								
仲多度郡 多度津町 南嶋2 964-74	8.0m	環境 基準	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、 ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエチレン、TCE、PCE、Bz、 Se、NO ₃ -N・NO ₂ -N、F、B、 1,4-ジキシサン	年1回	1	1	1	民間検査機関	多度津町
	浅井戸								
	不圧	その他	pH、フェノール類、Cu、Zn、Fe、Mn、Cl ⁻	年1回	1	1	1		
	水道水源井戸								
仲多度郡 多度津町 南嶋3 964-75	7.3m	環境 基準	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、 ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエチレン、TCE、PCE、Bz、 Se、NO ₃ -N・NO ₂ -N、F、B、 1,4-ジキシサン	年1回	1	1	1	民間検査機関	多度津町
	浅井戸								
	不圧	その他	pH、フェノール類、Cu、Zn、Fe、Mn、Cl ⁻	年1回	1	1	1		
	水道水源井戸								
仲多度郡 多度津町 葛原 964-76	7.0m	環境 基準	Cd、CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、T-Hg、 ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエチレン、TCE、PCE、Bz、 Se、NO ₃ -N・NO ₂ -N、F、B、 1,4-ジキシサン	年1回	1	1	1	民間検査機関	多度津町
	浅井戸								
	不圧	その他	pH、フェノール類、Cu、Zn、Fe、Mn、Cl ⁻	年1回	1	1	1		
	水道水源井戸								

参 考 资 料

1. 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

昭和46年12月28日
環境庁告示第59号

改正 昭49環庁告63・昭50環庁告3・昭57環庁告41・昭57環庁告140・昭60環庁告29・昭61環庁告1・平3環庁告78・平5環庁告16・平5環庁告65・平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・平12環庁告22・平15環省告123・平20環省告40・平21環省告78・平23環省告94・平24環省告84・平24環省告127・平25環省告30・平26環省告39・平26環省告126

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

（昭57環庁告140・平7環庁告17・一部改正）

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

（昭49環庁告63・昭61環庁告1・平10環庁告15・平12環庁告22・一部改正）

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

(1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

(1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等

(2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

(平5環庁告16・全改、平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・平15環省告123・平20環省告40・平21環省告78・平23環省告94・平24環省告84・平26環省告39・平26環省告126・一部改正)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注 ㉑) 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法
備考		
		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

(昭49環庁告63・昭50環庁告3・昭57環庁告41・昭57環庁告140・昭60環庁告29・平3環庁告78・平5環庁告65・平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・平15環省告123・平20環省告40・平21環省告78・平23環省告94・平24環省告127・平25環省告30・一部改正)

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格21に定 める方法	付表9に掲げ る方法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35~37°C、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 - 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 - 水産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	X
備 考					
1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。					

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格17に定 める方法	付表9に掲げ る方法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	
備考							
水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全
 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考				
<p>1 基準値は年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。</p>				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- 水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- 水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	X

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されな いこと。	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格17に定 める方法 (ただし、 B類型の工 業用水及び 水産2級の うちノリ養 殖の利水点 における測 定方法はア ルカリ性 法)	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	付表13に掲 げる方法	
備考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値(mL)</p> <p>(b) : 蒸留水について行つた空試験値(mL)</p> <p>f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価</p>							
<p>(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全</p> <p>2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用</p> <p>水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用</p> <p>3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度</p>							

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに 指定する 水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に 定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考				
1 基準値は年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲 げる方法	付表12に掲 げる方法	X

2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

平成 9 年 3 月 13 日
環境庁告示第 10 号

改正 平 10 環庁告 23・平 11 環庁告 16・平 20 環省告 41・平 21 環省告 79・平 23 環省告 95・平 24 環省告 85・平 26 環省告 40・平 26 環省告 127

地下水の水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第 2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第 3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）。

第 4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	日本工業規格 (以下「規格」という。) K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L 以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法 (ただし、規格K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 素	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。) 付表 1 に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/L 以下	規格K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c) (注 ⁹) 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L 以下	規格K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。



平成 27 年度 水質測定計画

香川県環境森林部環境管理課
香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
電話 (087)832-3218 (ダイヤルイン)

